

加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！

一度クリックしてみてください！

URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100
URL <http://www.kamocci.or.jp/>
E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO.204/H22.4.15発行

インターネット通販のやり方・売上UPのコツ教えます！！ 「加茂商工会議所 インターネット販売交流会」のご案内

商品販売や申し込み時にインターネットを活用するいわゆる「インターネット通販」は、その利便性から急速に普及しています。

このような中で、各店では独自に立ち上げたホームページを作成しPRするものの、商品販売や実店舗への誘客など、その効果は期待できず売上に結びついていない状況です。

当商工会議所では、自社自店の特徴ある商品やサービスなどの「経営資源」を今一度見直し、効率よく販売につなげ、売上向上に結び付けていくために研究会を設立します。

- 1.参加資格 ・インターネットビジネスに興味があり、商品販売やサービス提供、実店舗への誘客など、売上拡大につなげたい方。
・自社自店のホームページを持っている、または持ちたいと検討している方。
・基本的なパソコン入力操作ができる方。
- 2.取組期間 平成24年3月まで2年間(予定)
- 3.取組内容 共通テーマ...インターネット販売の現状と課題、失敗と成功事例から学ぶ等全体の共通事項は、講師を招いて年6回程度研修会開催。
・インターネット販売の現状と課題、失敗と成功事例から学ぶ(情報交換)
・WEB作成の実際、SEO・SEM対策。検索エンジンの本質を掴む
個別テーマ...売れるものづくり、HP作成、販売計画等個店の取り組みについては、パートナー会社から支援を得る。(経費は個店の負担)
・自店の「経営資源」売れる店、ものづくり指導
・WEB作成・改訂、情報の更新。キーワード・コンテンツ広告
・インターネット売り上げ計画と必要経費
- 4.アドバイザー イースパイア株式会社 代表取締役 横田秀珠氏(〒950-0913 新潟市中央区鏡1-1-22-1723)
- 5.参加料 1事業所 1人1万円(視察等個々の経費はその都度徴収)
- 6.その他 参加ご希望の方は、当商工会議所(担当 廣田/TEL52-1740)までお申し込みください。追って、参加申込書関係書類を送付いたします。

お店のHPが簡単に開設できます。費用は5,000円！用紙に内容を書くだけです！ 企業情報発信サービスのご案内

「ホームページで企業PRをしたいが、どうすればよいか分からない」など、“はじめの一步”として当商工会議所「ホームページ作成サービス」をご利用ください。会社概要・特色・商品・技術力等の企業情報を「A4版2ページ」以内で作成し、当所ホームページに掲載、発信します。作成費用5,000円(税別)掲載内容の変更は、その都度変更可能です。お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/難波、廣田)まで。

改正労働基準法が施行されました ~平成22年4月1日から~

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」(平成20年法律第89号)が平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されました。

主な改正内容

1. 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

1か月に60時間を越える時間外労働を行う場合・・・50%以上

1か月60時間を越える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(時間外労働が対象。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は変更ありません。)

中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

割増賃金の支払いに代えた有給の休暇の仕組みが導入されます

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を越える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することができます。

労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払いは必要です。また、労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払いは必要です。

【猶予される中小企業】

資本金の額または出資の総額が

小売業 5,000万円以下

サービス業 5,000万円以下

卸売業 1億円以下

上記以外 3億円以下

または

常時使用する労働者数が

小売業 50人以下

サービス業 100人以下

卸売業 100人以下

上記以外 300人以下

(注)事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

【具体例】時間外労働を月76時間行った場合

月60時間を越える16時間分の割増賃金の引上げ分

25%(50%-25%)の支払いに代えて、有給の休暇付与も可能

16時間×25%=4時間分の有給の休暇を付与(76時間×1.25の賃金支払いは必要)

2. 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます(企業規模にかかわらず適用されます)

限度時間(1か月45時間)を越える時間外労働を行う場合・・・25%を超える率

「時間外労働の限度基準」により、1か月に45時間を越えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を越える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

の率は法定割り増し賃金率(25%)を超える率とするように努めること

月45時間を越える時間外労働をできる限り短くするように努めること

3. 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります(企業規模にかかわらず適用されます)

現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

・所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

・1日分の年次有給休暇が何時間分の年次休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることとなります。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

・例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/滝沢)まで。

中小企業緊急雇用安定助成金個別訪問相談

~ 相談無料、秘密厳守、個別対応 ~

中小企業緊急雇用安定助成金の計画・支給申請は、休業形態、休業手当の支給条件などが、事業所ごとに違うため、説明会だけでは理解が難しく思われます。当所では、会員事業所から助成金申請を容易にするため、担当者による個別訪問相談を実施しています。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/佐藤、滝沢)まで。

雇用保険制度が変わりました ~平成22年4月1日から~

非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 6か月以上の雇用見込みがあること
1週間の所定労働時間が20時間以上あること

【新】 31日以上の雇用見込みがあること
1週間の所定労働時間が20時間以上あること

「31日以上」の雇用見込みがあることとは・・・

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。このため、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき。

4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31日以上雇用見込みがあるかどうか（31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか）により雇用保険の適用を判断することとなります。

雇用保険料率の変更

失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

- 雇用保険率表（平成22年4月1日改定） -

事業の種類	平成21年度（確定保険料の計算に使用）			平成22年度（概算保険料の計算に使用）		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

被保険者負担分について

- ・平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。
- ・平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。

(例)賃金締め切りが3月で支払日が4月の場合 確定保険料(21年度分)の算定基礎に含める
詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/滝沢) まで。

受診料の補助制度をご利用下さい



健康診断

当商工会議所では、受診料の一部補助を行っていますので、この機会に、従業員全員受診されるようご案内いたします。

また人間ドックも、より受診しやすいよう、当所会員事業所を対象に1名につき2,000円を補助しておりますので、詳しくは当商工会議所までお問い合わせください。

1. 対象者 加茂商工会議所会員事業所の役員、従業員、家族従業員
2. 健診機関・日時

実施機関	健診日時（会場は、加茂市産業センターです）
(社)新潟県労働衛生医学協会 TEL025-370-1960	平成22年 5月7日(金) 8:30~11:30
	5月31日(月) 8:30~11:30
	13:00~15:00
(社)新潟県健康管理協会 TEL025-283-3939	平成22年 5月14日(金) 8:30~11:30
	13:00~15:00
	6月11日(金) 8:30~11:30
	13:00~15:00

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/滝沢) まで。

無担保・無保証・低金利【金利 1.95% (4 / 15 現在)】

経営改善にご活用ください！商工会議所マル経融資のご案内

小規模事業者経営改善資金（マル経資金）は、事業所の経営改善を図るための無担保・無保証人、低金利の国の政策的な融資制度です。経営改善をお考えの方は、どうぞお気軽にご相談ください。

- ・ 融資限度額 1,500万円
- ・ 融資期間 運転資金 7年 設備資金 10年

設備資金特別金利 1.45%

この度、政府の景気対策として、平成23年3月31日までの設備資金の貸付利率が、0.5%低減されます。

【ご利用いただける方】

- ・ 従業員（家族従業員・パートタイマー・法人の役員を除く）が商業・サービス業では5人以下、製造業・建設業などは20人以下の事業所。
- ・ 納税額（所得税、法人税、住民税等）を完納している、最近1年以上事業を行っている方。
- ・ 遊技業等は融資対象となりません。・ 飲食業等の設備資金も対象となります。

審査の結果によってはご利用いただけない場合もあります。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740（担当 / 桑原、難波、佐藤）まで。

運転・設備資金（日本政策金融公庫）、緊急保証制度（信用保証協会）金融定例相談をご活用ください

～ 個別相談・秘密厳守 TEL52-1740 へ ～

（株）日本政策金融公庫、県信用保証協会の個別相談会を下記のとおり開催いたします。事業資金、緊急保証制度のご相談にご活用ください。

1) 日本政策金融公庫相談会 日時 5月12日（水）10:00～12:00

2) 県信用保証協会相談会 日時 5月13日（木）10:00～12:00

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740（担当 / 桑原、難波、佐藤）まで。

平成22年度 女性会・青年部新会長紹介

～ 新規会員募集中！今だからこそ人脈力！～

【平成22年度 女性会会長 関根ミチヨ【若宮町 / 関根製餡所】

役員改選に伴い、4月から女性会会長を務める事になりました関根ミチヨです。会員数が減っている中でのスタートですが、数が少ないだけにまとまりが早く和やかで動きも早い、この利点を生かし「小さな出会いを大きな力へ」のスローガンのもと諸先輩方が繋いでくれた道をしっかり次の世代に渡すべく微力ながらも努力は惜しまず前を見る。新しい仲間に出会えることを期待して！

【平成22年度 青年部会長 古川裕幸【穀町 / 有古川商店】

平成22年度加茂商工会議所青年部会長をさせていただきます(有)古川商店（穀町、米穀商）古川裕幸と申します。私は今年度のスローガンを『“品格と誇りある人間になろう” 実行と責任を！そして夢を持ち続けよう』と致しました。人として真摯的で心の気高い人間になって頂きたい。経営者（後継者）として積極的にチャレンジし、夢や目標を持ち邁進して頂きたい。そういった願いを込めました。この厳しい時代だからこそ、我々青年部が率先して元気あるパワーで社会を盛り上げなければいけないと思います。

メンバー同士で切磋琢磨し絆を深め、各自が自己研鑽し自社自店の為に、しいては故郷加茂の為に無限の力を注いでいきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します